

北海道開発局の令和7年度発注者支援業務等 に参加される皆様へ【重要】

～あらかじめ本局に暴力団排除に関する関係書類の提出が必要となります～

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき発注される発注者支援業務[※]については、暴力団排除に関する欠格事由への該当の有無を確認するため、開発建設部へ提出する競争参加資格確認申請書等のほかに本局へ暴力団排除に関する関係書類の提出が必要です。

※対象となる発注者支援業務

- ・ 農業の監督支援業務

注) 対象業務の入札公告・入札説明書には、「本業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき実施される業務である。」という記載があります。

①提出書類

○入札参加前

- ・ 確認用電子データ（様式1）
- ・ 入札参加事業者確認資料送付書（様式2）

○落札予定者決定後

原則、提出書類はありません。ただし、警察庁への意見聴取に際し、必要に応じて、住民票の写し、戸籍謄本、未成年者登録簿の謄本又は登記事項証明書等の確認資料の提出を求める場合があります。

②資料の提出

令和6年12月23日（月）以降、受付を開始します（裏面参照。）。**発注案件の競争参加資格確認申請書等の提出期限日までに提出の必要があります。**

注) 提出書類が揃わない場合には、競争参加資格なしとなる場合があります。

③提出先

確認用電子データ及び入札参加事業者確認資料送付書については電子メールの添付書類として提出してください。

資料は原則として電子メールによる提出のみとなります。

○電子メール送信先アドレス

hkd-ky-koujikanri01@mlit.go.jp

※電子メールの件名及び添付ファイル名は企業名（財団等名）としてくだ

さい。また、電子メール本文に担当者の連絡先を明記してください。

④提出に当たっての留意事項

- ・ 企業ごとに提出してください。設計共同体の場合であっても、構成員ごとに提出してください。
- ・ 履行開始時期が、令和7年4月1日以降の業務に入札参加される場合が対象となります。
- ・ 複数の発注案件に参加する場合でも提出は1回です。
※例えば、札幌で2件の案件に参加する場合や函館と小樽でそれぞれ1件の発注案件に参加する場合でも提出は1回です。
- ・ 資料を提出していても、その後、役員等の変更があり、かつ、新たに本取扱いの対象となる発注者支援業務の発注案件に参加を希望する場合は、再度提出が必要です。
- ・ 提出が必要かどうかについては、本局工事管理課までお問い合わせください（連絡先下記参照。）。

提出書類の入手先、問い合わせ先

書類の提出についての詳しい説明と、提出書類の様式については、開発局のホームページに掲載しておりますので、以下のアドレスにアクセスしてください。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g700000074ds.html>

ご不明な点は、以下の問い合わせ先まで
北海道開発局工事管理課
011-709-2311（内線5485）